



年管管発0610第3号
平成23年6月10日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長



東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族厚生年金等の請求があった場合の取扱いについて（行方不明者であることの確認方法関係）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による災害により行方不明となった者（以下「行方不明者」という。）に係る遺族厚生年金等の請求があった場合の取扱いについては、「東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族厚生年金等の請求があった場合の取扱いについて」（平成23年6月7日年管管発0607第5号（以下「課長通知」という。））によるほか、下記の事項に留意し、その適正な取扱いに配慮されたい。

記

- 1 課長通知の2の(1)の②のエ「その他これらに準じる書類」について
課長通知の2の(1)の②のエ「その他これらに準じる書類」には、行方不明者の状況を警察から確認できた場合を含むこととする。
- 2 行方不明者の状況の確認方法について
行方不明者の状況を警察へ確認する場合は、原則として、課長通知の2の(1)の②のアからエの書類を確認できなかった場合とし、その詳細は以下のとおりとする。
 - ① 行方不明者に係る遺族厚生年金等の裁定処理を行う事務センター（以下「事務センター」という。）において、死亡に係る給付の請求者からの申立書（別紙1）に基づき、遺族年金等請求者一覧表（以下「一覧表」という。）（別紙2）及び送付書（別紙3）を作成し、行方不明者の届出をした警察の住所を管轄する都道府県警察本部（以下「警察本部」という。）へ郵送すること。
 - ② 事務センターから送付を受けた警察本部は、当該行方不明者にかかる行方不明

者の状況を確認し、その結果を一覧表に記載のうえ事務センターへ返送することとなるので、事務センターにおいては、警察本部からの確認内容も踏まえたうえで、行方不明者であることの確認を行うこと。

3 資格取得・資格喪失等確認通知書等の交付について

行方不明となった被保険者について、資格喪失年月日が平成23年3月12日で死亡を事由とする資格喪失届の処理を行った後に、その被保険者の被扶養者等が国民健康保険に加入するに当たり、当該被扶養者等から「健康保険厚生年金保険資格取得・資格喪失等確認通知書」などの資格喪失に係る証明書の交付を求められた場合には、市町村における事務の利便性に資するため、当該通知書等の余白に東日本大震災に起因する被保険者の行方不明を事由とする資格喪失である旨を記載すること。

申 立 書

1. 行方不明の経緯

.....

.....

.....

2. 行方不明者に関する事項 (わかる範囲で記入してください。)

住 所	
氏名 (ふりがな)	()
生年月日・性別	年 月 日 男・女
行方不明年月日	平成 年 月 日
届出年月日等 [※]	
行方不明となった場所	

※「届出年月日等」欄には、警察等への届出をしている場合に、届出年月日、届出先を記入してください。

3. 公的給付等の受給状況

(行方不明者として公的給付等を受給した場合は、決定通知書等の写しを添付。)

4. その他

以下の点について確認します。(□にレを付けて下さい。)

- 年金事務所等が遺族厚生年金等の支給に係る調査を行うため、必要な範囲で警察に対し、行方不明者に関する事項について確認することがあること。
- 年金事務所等が遺族厚生年金等の支給に係る調査を行うため、必要な範囲で行方不明者の戸籍・住民票に関する事項について公用請求することがあること。
- 年金の決定された後に行方不明者の生存が確認できた場合には、当該年金の決定は取消され、既に支給された年金があった場合には、返還しなければならないこと。
- 生存が確認出来た場合は、速やかに年金事務所に連絡すること。

上記の者については、現在もなお行方不明となっていることについて申立てます。

平成 年 月 日

日本年金機構 年金事務所長 様

申 請 者 住 所: _____

氏 名: _____

続 柄 (行方不明者との関係) _____

連絡先: _____

(照会番号 XXXXXX)

送 付 書

〇〇〇県警察本部 御中

別添のとおり遺族年金等請求者一覧表を送付しますので、確認の
うえ返送願いたい。

記

年金 太郎 他 XXX 名

平成 XX 年 XX 月 XX 日

〇〇〇〇事務センター（担当〇〇）

電話：XX-XXXX-XXXX